

(建設工事 債務負担行為追加条項あり)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う追加条項

(消費税及び地方消費税の税率の改正に係る契約の前金払の特則)

第 58 条 平成 31 年 10 月 1 日 (以下「施行日」という。) の前日までに請求を受けた前金払については、第 56 条第 1 項の規定にかかわらず、第 34 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成 31 年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額 (当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。) の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額が」と、第 35 条中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の場合において、平成 31 年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第 56 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 58 条第 1 項」として同項を適用する。

(消費税及び地方消費税の税率改正に係る契約の部分払の特則)

第 59 条 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第 57 条第 2 項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額 (平成 31 年度の請負代金相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」として同項を適用する。

(消費税及び地方消費税の税率改正に係る賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特則)

第 60 条 第 25 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成 24 年法律第 68 号) による改正後の消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成 24 年度法律第 69 号) による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。